

短期入所生活介護 なぎさの里 利用料金表①(令和6年4月1日より)

(併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ)ユニット個室)

		介護サービス費	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	サービス提供体制加算(Ⅰ)	送迎加算(片道)	療養食加算(該当者のみ)※1	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※2	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※3	ベースアップ等支援加算※4	食費	居住費	1日あたりの合計金額
第1段階 老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	要介護1	704	20	22	184	24	62~79	20~26	12~15	300	820	1,975円 ~ 2,213円
	要介護2	772	20	22	184	24	68~85	22~28	13~16	300	820	2,053円 ~ 2,291円
	要介護3	847	20	22	184	24	74~91	24~30	14~18	300	820	2,138円 ~ 2,377円
	要介護4	918	20	22	184	24	80~97	26~32	15~19	300	820	2,220円 ~ 2,459円
	要介護5	987	20	22	184	24	85~103	28~33	16~20	300	820	2,298円 ~ 2,537円
第2段階 市町村民税非課税 課税年金+非課税年金 合計所得年額80万円以下	要介護1	704	20	22	184	24	62~79	20~26	12~15	600	820	2,275円 ~ 2,513円
	要介護2	772	20	22	184	24	68~85	22~28	13~16	600	820	2,353円 ~ 2,591円
	要介護3	847	20	22	184	24	74~91	24~30	14~18	600	820	2,438円 ~ 2,677円
	要介護4	918	20	22	184	24	80~97	26~32	15~19	600	820	2,520円 ~ 2,759円
	要介護5	987	20	22	184	24	85~103	28~33	16~20	600	820	2,598円 ~ 2,837円
第3段階① 市町村民税非課税 課税年金+非課税年金 合計所得年額 80万円以上120万円以下	要介護1	704	20	22	184	24	62~79	20~26	12~15	1,000	1,310	3,165円 ~ 3,403円
	要介護2	772	20	22	184	24	68~85	22~28	13~16	1,000	1,310	3,243円 ~ 3,481円
	要介護3	847	20	22	184	24	74~91	24~30	14~18	1,000	1,310	3,328円 ~ 3,567円
	要介護4	918	20	22	184	24	80~97	26~32	15~19	1,000	1,310	3,410円 ~ 3,649円
	要介護5	987	20	22	184	24	85~103	28~33	16~20	1,000	1,310	3,488円 ~ 3,727円
第3段階② 市町村民税非課税 課税年金+非課税年金 合計所得年額120万円以上	要介護1	704	20	22	184	24	62~79	20~26	12~15	1,300	1,310	3,465円 ~ 3,703円
	要介護2	772	20	22	184	24	68~85	22~28	13~16	1,300	1,310	3,543円 ~ 3,781円
	要介護3	847	20	22	184	24	74~91	24~30	14~18	1,300	1,310	3,628円 ~ 3,867円
	要介護4	918	20	22	184	24	80~97	26~32	15~19	1,300	1,310	3,710円 ~ 3,949円
	要介護5	987	20	22	184	24	85~103	28~33	16~20	1,300	1,310	3,788円 ~ 4,027円

※1 療養食加算は1食につき8単位で※1 療養食加算は1食につき8単位で3食提供で最大24単位となります。

※2 介護職員処遇改善加算=総単位数(介護サービス費+夜勤職員配置加算+サービス提供体制強化加算+送迎加算+療養食加算)×8.3%

※3 介護職員等特定処遇改善加算=総単位数(介護サービス費+夜勤職員配置加算+サービス提供体制強化加算+送迎加算+療養食加算)×2.7%

※4 ベースアップ等支援加算=総単位数(介護サービス費+夜勤職員配置加算+サービス提供体制強化加算+送迎加算+療養食加算)×1.6%

送迎加算、療養食加算は該当者のみとなります。また、どちらか一方のみ該当する方につきましては、ご案内時に詳しく説明させていただきます。

※連続して30日を超えてご利用された場合、31日目より1日につき、介護サービス費が-30単位となります。

※連続して60日を変えてご利用された場合、61日目より介護サービス費が変更となります。

要介護1:670単位、要介護2:740単位、要介護3:815単位、要介護4:886単位、要介護5:955単位

※介護サービス費合計(円)=総単位数×10.17-総単位数×10.17×90% 新潟市が地域区分(7級地)該当により、1単位=10.17円として計算します。

短期入所生活介護 なぎさの里 利用料金表②(令和6年4月1日より)

(併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ)ユニット型個室)

		介護サービス費	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	サービス提供体制加算(Ⅰ)	送迎加算(片道)	療養食加算(該当者のみ)※1	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※2	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)※3	ベースアップ等支援加算※4	食費※5	居住費※6	1日あたりの合計金額
第4段階 第1～3段階以外の方 1割負担	要介護1	704	20	22	184	24	62～79	20～26	12～15	1,740	2,610	5,205円 ～ 5,443円
	要介護2	772	20	22	184	24	68～85	22～28	13～16	1,740	2,610	5,283円 ～ 5,521円
	要介護3	847	20	22	184	24	74～91	24～30	14～18	1,740	2,610	5,368円 ～ 5,607円
	要介護4	918	20	22	184	24	80～97	26～32	15～19	1,740	2,610	5,450円 ～ 5,689円
	要介護5	987	20	22	184	24	85～103	28～33	16～20	1,740	2,610	5,528円 ～ 5,767円
第4段階 第1～3段階以外の方 2割負担 ※7	要介護1	704	20	22	184	24	62～79	20～26	12～15	1,740	2,610	6,059円 ～ 6,535円
	要介護2	772	20	22	184	24	68～85	22～28	13～16	1,740	2,610	6,215円 ～ 6,691円
	要介護3	847	20	22	184	24	74～91	24～30	14～18	1,740	2,610	6,386円 ～ 6,864円
	要介護4	918	20	22	184	24	80～97	26～32	15～19	1,740	2,610	6,549円 ～ 7,027円
	要介護5	987	20	22	184	24	85～103	28～33	16～20	1,740	2,610	6,706円 ～ 7,184円
第4段階 第1～3段階以外の方 3割負担 ※8	要介護1	704	20	22	184	24	62～79	20～26	12～15	1,740	2,610	6,913円 ～ 7,627円
	要介護2	772	20	22	184	24	68～85	22～28	13～16	1,740	2,610	7,148円 ～ 7,862円
	要介護3	847	20	22	184	24	74～91	24～30	14～18	1,740	2,610	7,404円 ～ 8,121円
	要介護4	918	20	22	184	24	80～97	26～32	15～19	1,740	2,610	7,648円 ～ 8,365円
	要介護5	987	20	22	184	24	85～103	28～33	16～20	1,740	2,610	7,883円 ～ 8,600円

※1 療養食加算は1食につき8単位で3食提供で最大24単位となります。

※2 介護職員処遇改善加算＝総単位数(介護サービス費＋夜勤職員配置加算＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×8.3%

※3 介護職員等特定処遇改善加算＝総単位数(介護サービス費＋夜勤職員配置加算＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×2.7%

※4 ベースアップ等支援加算＝総単位数(介護サービス費＋夜勤職員配置加算＋サービス提供体制強化加算＋送迎加算＋療養食加算)×1.6%

送迎加算、療養食加算は該当者のみとなります。また、どちらか一方のみ該当する方につきましては、ご案内時に詳しく説明させていただきます。

※5 内訳 朝食530円 昼食590円 夕食620円

※6 居住費2,940円から法人単独減免で330円減額

※7 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が2人以上世帯で346万円以上463万円未満、単身世帯で280万円以上340万円未満の場合は、利用者負担が2割となります。

※8 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が2人以上世帯で463万円以上、単身世帯で340万円以上の場合は、利用者負担が3割となります。

※連続して30日を超えてご利用された場合、31日目より1日につき、介護サービス費が-30単位となります。

※連続して60日を変えてご利用された場合、61日目より介護サービス費が変更となります。

要介護1:670単位、要介護2:740単位、要介護3:815単位、要介護4:886単位、要介護5:955単位

※介護サービス費合計(円)＝総単位数×10.17－総単位数×10.17×90% 新潟市が地域区分(7級地)該当により、1単位＝10.17円として計算します。